

大分県立看護科学大学 学内講師の取扱いについて

平成27年12月9日策定

大分県立看護科学大学における教育・研究の充実及び運営の円滑化を図るため、助教のうち、一定の資格を有する者に学内講師を命ずることとし、その運用に際して、下記のとおり取扱いを定める。

記

1. 学内講師の資格

大分県立看護科学大学教員昇任に関する選考基準（平成26年4月1日制定）に定める講師の資格及び博士の学位を有しているもので、定数等により助教の職にある者とする。

2. 任命

任命にあたっては、本人の同意を得た上で、教育研究審議会（以下「審議会」という。）において審議し、理事会の議に基づき、理事長が行うものとする。

学長は、学内講師を命じたときは通知書を交付し、併せて人事記録に記載するものとする。

学内講師を命ぜられた者が昇任した場合又は退職した場合は、その日をもって学内講師としての身分を失うものとする。

3. 学内講師の身分等

(1) 教育研究上の処遇は、専任講師に準じて取り扱う。

(2) 給与上の処遇は、助教とする。

(3) 対外的な公文書においては、助教とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、事務処理上特に支障の無い場合は、専任講師に準じて取り扱う。

【参考】

項 目	学内講師	助 教	備 考
大学院修士課程の主指導 教員	○		規定に従った手当有
学内委員	○		
教員研究費等	○		講師単価を適用
名刺	○		
ホームページ	○		
外部委員就任依頼等		○	対外的な公文書